当山毎年修二月会大頭差文、同歩射・舞童・
屈請等之記并御寄進状・奉書以下之事、年々
分至当年者、被写置山口殿中文庫訖、於後年者、
祭礼翌日為執行坊役、案文悉可被調進之由被仰
出畢、此旨可有存知者也、

明応三　甲
寅　年二月十三日

「興隆寺証文筥蓋裏書銘」(興隆寺文書収納箱)

情報と記録
つたえる
つなぐ
文書館

01

アツメル・シルス①

大内氏の文書管理

《政務を公正に行うためには？》

弘治3年(1557)西国の有力大名大内氏が滅亡し、その本拠地である防長両国は毛利氏が制圧します。この政治権力の交替に伴い、この地域には大きな混乱が生じました。給地が二重に与えられたり、理由もなく没収されたりしたのは、その一例です。それは、戦後処理のために毛利氏の支配組織に一時的に登用された大内氏旧臣と毛利氏奉行人との間で生じた政務執行上の軋轢が原因でした。

そこで大内氏旧臣らは、この問題を解決するためには、①組織が従うべき規範としての法度を定める必要がある、②さらに、御判や奉書の案文(本物と同じ効力を持った写し)を毎月当主のもとに保管して、それを参照すべきだ、という趣旨の答申書を内々に毛利氏当主へ提出したのです。

これらのことから、戦後処理で混乱する毛利氏とは対照的に、大内氏においては、組織が従うべき法が定められていたと同時に、公文書の写しが保管され、理非の判断材料にされるというシステムが構築されていたことがうかがえます。

《文書への眼差しは？》

そこで、断片的な史料から大内氏における文書とその管理に関わる事例を時系列で紹介してみます。

①享徳4年(1455)、大内教弘は家臣の分限を調査した際、家臣から提出させた分限注文(所領高等を記した文書)を「公方様御帳」と呼ばれた帳面と照合し不審な点を問い質しています。つまり、大内氏は既に15世紀半ばには、分限帳と推測される文書を手元に保管し、それによって家臣の所領貫文高(年貢高)を把握していたのです。

②文明2年(1470)、大内政弘は、家臣から提出された給所注文にもとづき知行を安堵する際、手元の「惣名帳」と校合した上で行っています。この「惣名帳」とは、「大内氏の政庁に保管された、家臣ごとの分限帳」だと理解されています。当時応

相良正任と「正任記」

相良正任の署判
(興隆寺文書22-10)

相良正任(ただとう)は、大内政弘の右筆で奉行人も務めた人物です。彼は、文明10年(1478)に、博多の聖福寺において「正任記」という陣中日記を書き記しています。この日記は、僅か一ヶ月分しか残っていませんが、大内氏の領国支配組織中枢にいた人間が書き記したものという点で、大変貴重な記録です。この中には、大内氏が発給した判物や奉書の案文が多数書き留められています。

仁・文明の乱に参戦中の大内氏は、こういった帳面を携行して上洛していたのです。

③文明11年(1479)、大内氏が領国支配のために郡ごとに設置していた郡代が、「郡帳」という帳面を管理し、それにもとづいて郡単位の課役の賦課・徴収を行っていたことが確認できます。

④文明13年(1481)、大内政弘は長門国一宮である住吉神社の「往昔以来之文書」を一見し、正文しか所持していない(つまり案文を作成していない)という大宮司の言を受け、末代のためにそれを書写させ、奥書にその旨を記しています。このとき書写された写本七帖は、今日「政弘本」と呼ばれていますが、政弘本に含まれる文書の正文は、1割程度しか現存していません。文書保存の観点からすれば、政弘の処置は先見の明があったと評価でき、その功績は大きいといえます。

⑤文明15年(1483)、大内政弘は赤間関で評定を開き、九州へ渡海する大内軍の兵船は赤間関の負担で用意すべきことを、法度として定めました。この評定の結果は、「殿中日日記」に書き留められました。「殿中日日記」とは法度として公布されるような重要な案件を書き留めるといった性格の文書であり、その名称の通り、「殿中」(大内館の中心的な建物)に保管されるべき公用日記であったと推測されます。

⑥文明18年(1486)、大内政弘は奉行当番の役目として、「奉書案文」を大内氏当主の上覧に供することになっているにもかかわらず、近頃はおろそかになっているので、今後は、事あるたびに、あるいはすべての事柄について上覧に供するべきことを法度に定めています。

⑦長享3年(1489)、大内政弘は出仕する者に毎日自筆で着到(出勤簿)を記させ、その記録を五大鼓(午前八時頃)が打たれた後に当番の「御前之童部衆」が上覧に供するよう法度に定めています。

⑧天文10年(1541)、政弘の孫に当たる大内義隆は、安芸国全土を掌握した直後に安芸厳島神社の神官棚守房顕に命じて、同社の宝倉に納められていた神領に関する証文をすべて持参するように命じています。それは、同社の社家衆から大内氏に提出された証文と照合するためという理由によるものでした。安芸国全体の新たな支配者となった大内氏が、同国一宮の社領を文書によって把握しようとしていることが知られます。

また、その後も大内氏は、訴訟に不慣れな厳島神社の社家衆に対して、訴訟として取り上げるかどうかは誰が口利きしたかということとは関係がない旨を伝え、先例となるべき言い分が記された過去の奉書を上覧に備える必要性を説いています。つまり、大内氏は厳島神社に対して、訴訟における公平の原則と文書主義を採用することを明言し、その立場で支配にあたっているのです。

以上のような事例から、中世大名である大内氏は、当主自らが文書の重要性を熟知し、それを管理しようとしていたと考えられます。つまり、大内氏は「文書主義」による領国支配をめざし、かつ実行していた権力体であったといえそうです。

《殿中文庫とは？》

それでは、大内氏の公文書はどこに保管されていたのでしょうか。

大内氏の関係史料には、「文庫」(「文籠」)という言葉が散見されます。 例えば、長享3年(1489)の掟書では、「殿中毎月御歌・同御連歌御懐紙」は、奉行や筆者当番の役として取り置き、たまったら「文庫」の番衆に渡すべきことが定められています。

また、明応3年(1494)の興隆寺証文筥蓋裏書銘(写真)からは、大内氏氏寺の氷上山興隆寺で毎年執行される修二月会の大頭役を定めた「差文」をはじめとして、同会で行われた歩射・舞童・屈請等に関する記録、及び「御寄進状」・「奉書」を当年のものまで「山口殿中文庫」に写し置いたこと、今後は祭礼が終わった翌日に執行坊の役目として案文を調進するよう命じられたことなどがわかります。

さらに、享禄4年(1531)、大和国人の十市遠忠が木阿本『李花集』(後醍醐天皇皇子宗良親王の和歌集)を書写した際の奥書には、彼が書写した写本は「防州大内文籠之抄物」であったことが記されています。

これらの実例から、「殿中文庫」は、山口の大内館にあったこと、警備の者がいたこと、氏寺の祭礼記録と氏寺に出された大内氏の文書の控えのほか、和歌や連歌の懐紙、歌書を保管していたこと等々が判明します。

従来この「殿中文庫」なるものは、代々文芸に造詣の深い大内氏が収集した典籍や経学詩文など内外の稀書珍籍を納めた、本邦図書館史上特筆に値するものであると理解されてきました。

ところが、もともと「文庫」とは、典籍の類よりも政治関係の文書を納める施設であり、鎌倉幕府においては、奉行人たちが個々に所蔵する文書・記録類を総括する機能を最終的に保証する役割を担保していました。また、いわゆる大内氏掟書も、「文庫」にたまった「奉書・壁書・判物」などの案文を集成したものであるとの説が出されています。

このような見解に立てば、「殿中文庫」とは、典籍・図書類のみでなく、大内氏にとって領国支配の上で不可欠な御判や奉書の案文を保管し、必要に応じて上覧に供するための施設でもあったと考えられそうです。

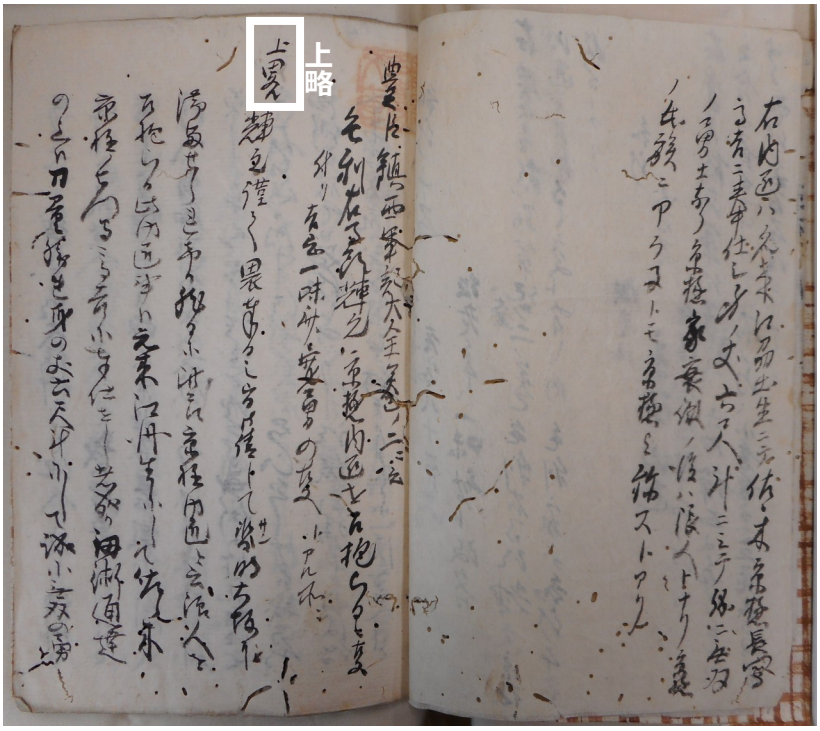

「豊臣鎮西軍記抜書・扶桑見聞私記抜書　吉岡一味斎之事・京極内匠其外」(多賀社文庫1385)

情報と記録
つたえる
つなぐ
文書館

02

アツメル・シルス ②

抜書いろいろ

《抜書をつくる》

「抜書」、したことがある方も多いと思います。重要な箇所や覚えておきたい箇所をノートなどに書き溜めるかんじでしょうか。大部の本から必要なところだけを残したダイジェスト版(抄本)を作ることも、コピー機が普及する前はよくおこなわれていました。

また、前近代においては、書籍を使って学習した際の副産物としても抜書は作られました。本によって学ぶ際、抜書しながら理解・記憶するという流れでおこなわれたことによるものです。現代でもこれに近い学習法はありますが、必ずしも抜書とは限らない要約による点や、基本的には複数の本からの抜書を、ノートやカードに書き溜める点が違うところでしょうか。

いずれにせよ、書物という、体系化された情報のまとまり(知識)から抜書をつくるということは、自らの問題意識に合わせて、必要な情報を切り出し、集めなおすことでもあります。抜書からは、作成者の興味関心や苦闘の跡が窺えます。

《多賀社文庫の抜書》

大内氏によって勧請されたと伝わる多賀社(山口市)の大宮司高橋家に形成された多賀社文庫(全1475件)は、当館諸家文書の中でも、抜書をとりわけ多く含む文書群です。「抜書」の語を含む資料だけでも129件あり、さまざまな抜書をみることができます。

中でも特徴的なのが防長二国及び大内・毛利両家に関する抜書です。上の写真は、『豊臣鎮西軍記』という軍記物の中に登場する、毛利家に仕えていたとされる人物に関する記述を抜書したものです。左側の頁の本文冒頭に、「上略」とあり、関連箇所だけを抜き出したことを示しています。

抜書の対象は、この他に、『和漢三才図会』(多賀社文庫8、以下資料名の後の数字は同文庫の請求番号)や『諸国名義考』(9)、『陰徳太平記』(172)や諸家の分限帳(350)等、多岐にわたっており、地域のことや新旧領主のこと等に高い関心を持っていたことがわかります。

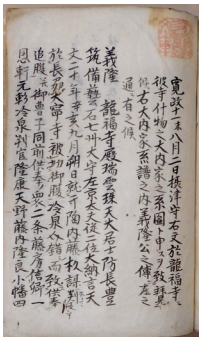

「大内家系譜抜書」
(多賀社文庫137)

多賀社大宮司を務めた高橋家は、文事を好む人が多く、特に天明元年(1781)から当主となった有文は、大内氏や山口関連の文書記録を集めました。

写真は有文が龍福寺へ調査に行った際の記録で、その旨が注記されています。問田家へ調査に行った時に作成された同名資料(134)にも同様の注記があり、彼の活動が窺えます。

現代の感覚と大きく異なる点は、フィクションが多いとされる読み物からも情報を集めているところです。『豊臣鎮西軍記』も、現在ならばフィクションが多いと判断される類のものです。当時も情報の確実性、フィクションかどうかということは検討されていましたので、集めたものを全て正しい知識として覚え込んだという訳ではないでしょうが、今とは異なる知のあり方が窺えます。

多賀社自体に関する抜書も当然ながら多く、由来や所領に関する抜書(375、962等)の他、業務に関わるものもあります。多賀社では遅くとも18世紀初め頃から代々大宮司が社務日記をつけてきたようで、それをもとに「日帳抜書」(756)「万控帳抜書」(777)「社記抜書」(36、854、887)のような抜書を作成しています。中でも、36は祈雨、756は寄進に関する記事の抜書です(シートNo.7コラム参照)。この他、儀式典礼(1357、1362等)にしても勤功(239、251等)にしても、抄本的な抜書が主です。これらの中には、もとの書物が多賀社になかったと考えられるものもあります。どこかから借りて抜書し、手許に留めようとしたのでしょう。

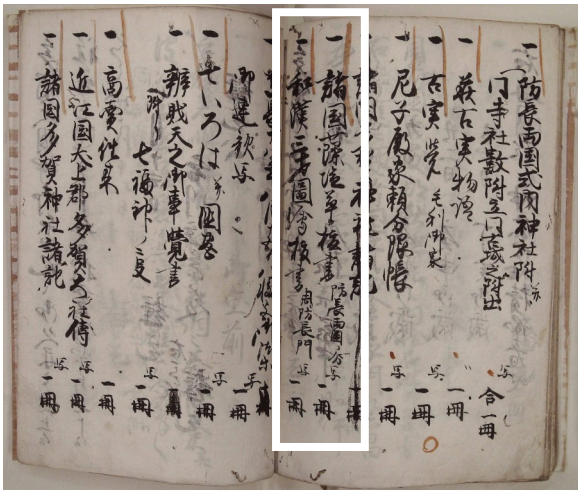

▲「多賀大社御書物目録」(1)。朱の合点(薄くみえる部分)は文化14年(1817)に確認したときのものです。現在多賀社文庫にのこる書物のうち、この「御書物」に入らなかったものには、「文化八年校割帳御改之外」の印や付箋が付されています。

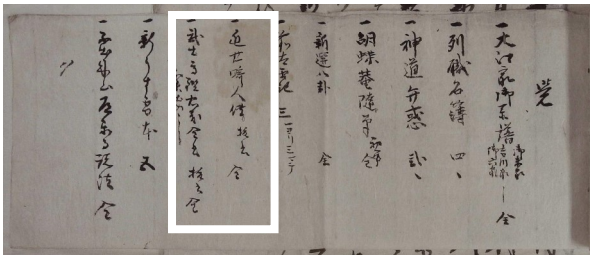

▲「多賀社文庫本貸出控並借用証書」(917)。当時寺社方等を兼務していた近野虎之進を中心に、小郡や篠目の人とも貸借があったことがわかります。

◀「賀茂皇太神宮記抜書」(600)。斎院(京都賀茂社に仕えた皇族女性)に関わること等を抜書しています。省略部分は縦線で表現されています。

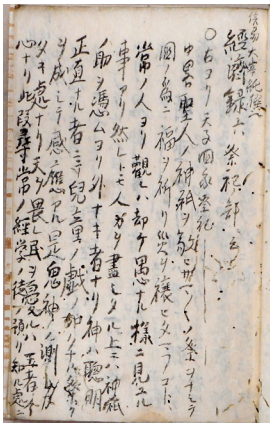

▶「経済録抜書」(1393)。主に神徳や祭祀に関連する箇所の抜書です。林子平による海防論『海国兵談』の抜書等もあり(1392)、幅の広さを感じさせます。

《書籍扱いの抜書》

このように、書目だけでなく、作成目的や抄出の程度、作成者による編集具合等についても多様な多賀社文庫中の抜書ですが、中には一般に版行されている書物に準じた扱いをされたものもありました。

左上写真は、宮司代替り時の校割改(交割改、寺社の什物調査)のため、文化8年(1811)に高橋有文が作成、藩に提出した、多賀社の書物目録です。ノドの右脇に「諸国藻塩草抜書　防長両国分」「和漢三才図会抜書　周防長門」とあります。今でいうと部分的にコピー、製本したものを、蔵書目録に入れるかんじでしょうか。

この前年に作成された目録(2-2「山口多賀社御文庫書目　坤」)には、上記「諸国藻塩草抜書　防長両国分」に該当するとみられる「諸国藻塩草　周防長門抜書」等を載せた上で、末尾に「其外抜書物数多御座候得共、是ハ書載不申候」と書き添えています。「他に抜書はたくさんありますが載せておりません」とわざわざ断るということは、他の抜書についても「書物」として載せることもあるが、今回は(指示によるのか自己判断によるのかは別として)載せなかったということでしょう。この記述からは、抜書も場合によっては「書物」としてカウントし得るものであったことが窺えます。

左下写真は安政5年(1858)の多賀社文庫の本の貸出目録です。「近世畸人伝抜書」(1422)や「武士高鑑忠義全書抜書」(1389)もあり、書物のように近辺の役人や町人等への貸借の対象となっています。多賀社の抜書も、書物のように地域へと流れていたのです。多賀社というと連歌で有名ですが、抜書とその関連資料は、同社のそれにとどまらない、複合的な地域文化のセンターとしての一面をみせてくれます。

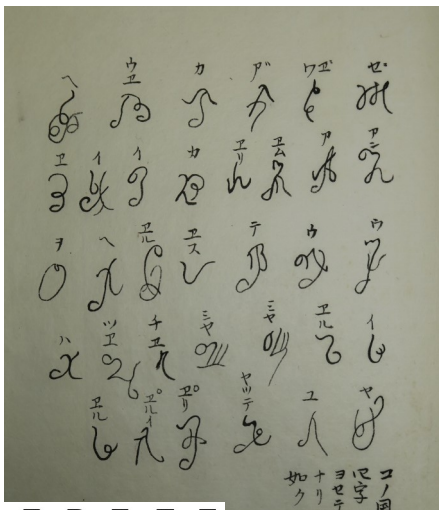

А Б В Г Д Е
Ё Ж З И Й К
Л М Н О П Р
С Т У Ф Х Ц
Ч Ш Щ Ъ Ы Ь
Э Ю Я

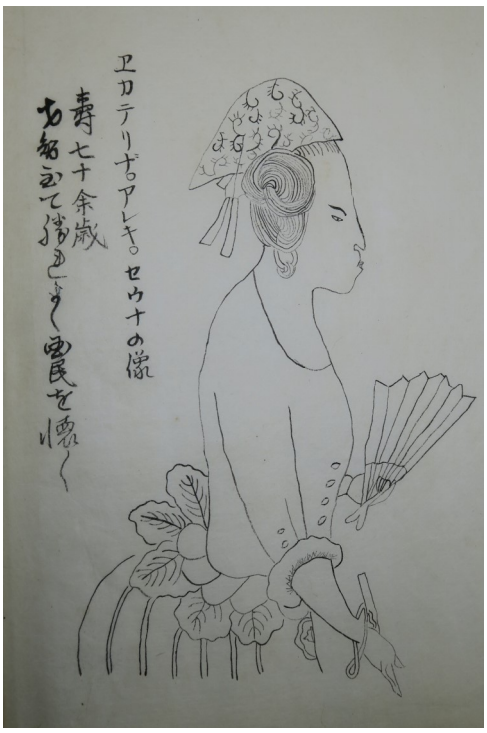

「於魯志伊家雑談」(徳山毛利家文庫「条約」29)

情報と記録
つたえる つなぐ 文書館

03

アツメル・シルス ③

幕末の対外情報の収集

《外国情報の収集》

江戸時代、徳川幕府は窓口を制限することで海外からの情報と貿易を独占しようとしていたことは確かですが、それがどこまで貫徹していたかは疑問です。

たとえば、不幸にして法を犯すことになった外国への漂流者と、それを取り調べた幕府役人しか知りえないような情報や書物(漂流記)も、「口書(くちがき＝取り調べ対象者の供述を記録したもの)」のまま写し取られたものも含め、毛利家文庫などにたくさん残っています(『防長と海』解説シートのNo.3「漂流記」参照)。

上の写真は、ロシアに関する情報を書き留めた「於魯志伊家雑談」に含まれる挿画です(於魯志伊家＝おろしいや＝おろしや＝ロシア)。本書は、江戸で文名を馳せていた太田南畝(蜀山人)の著した『沿海異聞』巻三に収める「於呂志屋国ノ事」の写しであり、天明2年(1782)に漂流し、ロシア帝国の帝都サンクトペテルブルクで女帝エカチェリーナ2世に謁見して帰国を願い、寛政4年(1892)にアダム・ラクスマンに伴われて帰国した大黒屋光太夫らがもたらしたと思われる情報をもとに作られた本です。

直接の写しであるか、また入手の経緯や写しの年代はわかりませんが、徳山毛利家は、この本を所蔵していました。

右のエカチェリーナ2世(イカチリーナ・フタラーヤ・アレクセーエヴナ)の絵には、
「ヱカテリナ　アレキ　セウナの像
寿七十余歳
才智至て勝(すぐ)れ　よく国民を懐く」
との情報が記され、そのほかにもラクスマンら役人の体(てい)・楽器・家作・武器・測量機・渾天儀や喫茶具等の図も簡単な説明やロシア語の呼び方とともに記されています。

左はロシア語のアルファベットを記したもので、同じく徳山毛利家文庫「条約」28「魯西亜志　下」(右コラム参照)にもロシア語アルファベットの記載があります。文字は情報のやり取りの基礎となるものですから、ことさらに注目されたのでしょう。

「魯西亜志　下」
(徳山毛利家文庫「条約」28)

右上に、「エトロフ島シャルシャム村ニ赤人建ル所ノ柱略図」とあり、この標柱が択捉島最北端の蘂取村(しべとろむら)シャルシャムにあったことがわかります。

左に「寛政三年辛亥夏、最上徳内再蒙命渡海蝦夷、検諸島、則有於処々此柱也」とあり、「経文」が記されていたとあるので、おそらく18世紀後半の現地の人の墓標であろうと思われます。

《外交情報の収集》

当館の毛利家文庫や徳山毛利家文庫には、外交に関する資料も数多くあり、とりわけ徳山毛利家文庫の「条約」には、日米和親条約(嘉永7年＝1854)をはじめとする4か国との和親条約や、日米修好通商条約(安政5年＝1858)をはじめとする安政の五か国条約などが、まとまったかたちで残されています。各条約が記載されている冊子の番号は、以下のとおりです。

〔和親条約関係〕

日米和親条約(嘉永7年(1854)、「条約」2,3)
日英和親条約(嘉永7年(1854)、「条約」16)
日露和親条約(安政元年(1854)、「条約」19,20)
日蘭和親条約(安政2年(1855)、「条約」32,33)

また、ペリーが持参したフィルモア大統領の書翰(「条約」10～12，14)や、ロシアのプチャーチンが持参した皇帝ニコライ1世の書翰を訳したもの(「条約」22，23，34)等も含まれています。一方萩藩の毛利家文庫には、アメリカとの応接録等を含む「開鎖記事」(29風説47)などがあります。

〔修好通商条約関係　すべて安政5年(1858)〕

日米修好通商条約(「条約」15,18)
日蘭修好通商条約(「条約」18,35)
日露修好通商条約(「条約」18,21)
日英修好通商条約(「条約」17,18)
日仏修好通商条約(「条約」18,36)

「条約」18には5か国のものが合冊されています。

なお「両公伝史料」1478～1480には、ペリーの再来航から修好通商条約締結までの経緯の記述があります。

《長崎聞役と江戸での情報収集》

このように、江戸時代を通じて、萩藩やその支藩である徳山藩など、各藩は外国や外交に関する情報を熱心に収集していました。萩藩は北方と西方を海を通じて外国とつながっているという地理的条件もあり、大陸からの漂着者も多く、外国にかかわる機会も多かったことから、とりわけ対外情報の収集に熱心だったかもしれません。西国大名の多くがそうしていたように、萩藩も、オランダ船が長崎に入港し滞在する5月中旬～9月下旬の間、長崎に詰める「聞役」(長崎聞役)という役職を置いて、異国船来航などの緊急時の情報収集や、平時での長崎奉行と国元の間の連絡等を担わせていました。文久年間(1861～64)に江戸・京都・防長間を東奔西走して内外の情報収集にあたった小田村文助(のち楫取素彦)も、一時長崎聞役として活動していたようです。

また江戸にも対外情報の収集にあたる役目を帯びたものがおり、「風説書」(毛利家文庫29風説1)には、外国語が堪能であった手塚律蔵や村田蔵六(大村益次郎)らが外交に関する幕府の対応等についての情報を藩に書き送ったものが残っています。

ペリー来航以降の幕末の動乱は情報戦争ともいえる側面をもっており、西国の各藩は、その意味でも優位な立ち位置にあったといえるでしょう。当館が所蔵する長崎聞役の資料には、次のようなものがあります。

「肥前国長崎聞役記録」　(毛利家文庫9諸省27)
「異船事御尋ニ付御答」　(毛利家文庫28防寇14)
「兼重源六持帰之長崎ニ於ケル風説書」
(毛利家文庫29風説67)
「長崎伝記　黒船御手当・聞役記録(写)」
(県史編纂所史料492)

徳山毛利家文庫「条約」より。右から、
「亜美利加(アメリカ)一條」(条約1)
「亜墨利加(アメリカ)条約」(条約2)
「英吉利(イギリス)約文」(条約16)
「英吉利(イギリス)国条約并税則」(条約17)
「魯西亜(ロシア)条約并税則」(条約21)
「魯西亜(ロシア)騒動落書」(条約25)

「防長名蹟」(写真資料・行幸啓４)

情報と記録
つたえる
つなぐ
文書館

＃04

アツメル・シルス④

明治山口県の映し鏡　「献上品」の世界

《近代山口県と行幸啓》

天皇の外出を行幸、皇后・皇太后・皇太子・皇太子妃の外出を行啓と呼びます。山口県では、明治5年(1872)と明治18年に明治天皇の行幸、明治41年に東宮(後の大正天皇)、大正11年(1922)に貞明皇后行啓、大正14年に東宮(後の昭和天皇)の行啓がありました。

さらに、明治44年11月、陸軍大演習視察のための九州下向途次、明治天皇の三田尻御駐輦(宿泊)もありました。

行幸啓に際しては、厳重な警備の一方で、何かしらの感慨を胸に抱いたひとびとによって世間全体が奉迎ムードに包まれます。明治末年の二度にわたる奉迎にあたっての献上品や台覧品は、はからずも明治期の山口県の姿をあらわす記録や情報の集大成となったのです。

《行幸啓にまつわる記録》

文字(手書・活字)、数値、図解、地図、写真など、行幸啓時の近代の県域の姿はさまざまな手段によって記録されています。その多種多様な世界には豊かな情報が詰め込まれています。印刷技術の進歩とも連動しますが、写真や地図、そして色刷りの記録が記憶をたぐりよせるタイムスリップの愉しみを増幅させてくれるのです。

《明治41年の献上品》

明治期の山口県の表情は、「県治一覧表」「県治一班」「県治提要」「県治概況」などさまざまな名称の県の刊行物で垣間見ることができます。「県治提要」は明治18年7月作成、つまり明治天皇行幸時に呈上されたものです。「県治概況」は明治32年の内務大臣西郷従道の視察にあわせて作成されたものです。その後作成された「勧業年報」「学事年報」「警察年報」からも県の姿を捉えることが可能です。このような各種の記録の集大成が明治41年東宮行啓時に呈上された「県勢要覧」です。

外向きに伝えるべき県の姿として、風土や人口以外に、明治前半期作成のものには、治水事業・交通網整備などの報告に

「山口県大観」
(一般郷土史料Ｂ8)

大正の行啓に際しても、それぞれ『記念写真帖』が作成献上されています。

東宮行啓の写真帖は一般配布用の簡略版が数種類作成されています。それまでのものとの大きな違いは、各所をめぐる東宮の姿が撮されていることです。

写真は東宮行啓の翌年に行啓記念に作成された「山口県大観」。鳥瞰図絵師吉田初三郎のライバル金子常光の鳥瞰図をあしらった県勢要覧です。

力点がおかれ、明治後半期のものでは産業統計が重視されていく傾向がみられます。つまり、県の実情を描き出す場合に、はじめは領域的な把握に重きがおかれ、のちには生産力が重視されていく傾向があったのではないかと思われます。

明治の東宮行啓時には「山口県県勢要覧」のほかに「明治三十七八年戦時竝戦後経営一斑」「防長名蹟」が作成されました。

前者には、国債募集や出征軍人数など日露戦争への対応を直接的に示す数値と、日露戦後経営で重視された軍人救護に関する数値が掲載されています。とくに「廃兵竝軍人遺族就業実況」の項目には、その窮状を伝える写真が数多く掲載されています。日露戦後の閉塞感のにじみ出た記録です。

一方、「防長名蹟」には、県内の名所旧蹟に加えて、小野田セメント・義済堂・海軍煉炭製造所など県内の近代工業を象徴する施設の写真が掲載されており、歴史や由緒とあわせて伸長する県勢の様子が強調されています。見開きで左側に写真、右側に説明、という構成です。山口町の写真師麻生雲烟撮影の写真がコロタイプ印刷で製版されており、明治末年の山口県のさまざまな姿が凝縮されています。

また、東宮行啓記念として、明治41年7月に「山口県案内」が防長新聞社から刊行されています。初代山口県教育博物館長作間久吉の叙述により、県内の地理歴史風土が紹介されているほか、「交通」「官公衙」「団体」「教育」「銀行」「会社」「衛生」などについても便覧的に列記されています。少量ながらも写真も掲載されているほか、色刷りの広告も加えられており、当時の実業会の興隆の様子も概観できます。

《明治44年の献上品》

明治44年の、明治天皇三田尻御駐輦を契機に献上されたのが「防長名蹟」「県勢要覧」「山口県地図」「防長志要」です。前二者は明治41年の東宮行啓時の献上品を基調として、統計データ等を時点修正して、装丁を豪華に仕立てたものです。表紙は錦でこしらえ、桐箱に収められた献上品は、県に残された発注仕様書によると「高尚優美な最極上製」と記されており、京都や東京の書肆業者がその作製を請け負っています。独特な優美な風合いの仕上げには高い技倆が必要であったということなのでしょう。二部作製され、一部は皇室に献納、一部は県に保管されたのです。

明治末年の行幸啓という一大イベントにあわせて用意されたさまざまな記録は、明治の社会の諸相を集積した「映し鏡」と考えることができます。

●写真右上・右中(写真資料・行幸啓１)

●写真右下(写真資料・行幸啓３)